

## 8 訪問系サービスに係る留意事項

## 8 訪問系サービスについて

### (1) 平成 29 年度国庫負担基準の改正について

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定による、福祉・介護職員処遇改加算の拡充に伴い、国庫負担基準告示の改正を行う予定であるので、ご承知おき願いたい。(関連資料 1)

### (2) 平成 29 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

#### ① 平成 29 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 29 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ前年度同額の 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 28 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

#### ② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」(平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

### <国庫負担基準（改正案）>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分6	69,070 単位（参考：重度訪問介護の区分6は47,490 単位）
介護保険対象者	34,540 単位（参考：重度訪問介護は14,490 単位）

（参考：重度障害者等包括支援利用者は84,320 単位）

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、国庫負担基準の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

また、国庫負担基準告示の改正に伴い、これらの通知も併せて改正する予定であるので、御承知おき願いたい。

### （3）人員配置基準等について

#### ① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講を促していただきたい。なお、受講の促進に当たっては、平成29年度予算案で新たに創設された「地域生活支援促進事業」における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、平成28年度に行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を行い、現在、集計しているところである。結果がまとまり次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願

いたい。

＜行動援護におけるヘルパーの要件＞

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

＜行動援護におけるサービス提供責任者の要件＞

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成26年10月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこととしている。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」（平成28年8月29日付事務連絡）において調査を実施し、平成28年10月1日時点の状況をまとめたところである。（関連資料2）

6,618事業所から回答があったうち、サービス提供責任者の約26%、サービス提供責任者を除く従業者の約23%が経過措置期間後に従業者要件を満たさなくなる見込みであり、今後のサービスの運営について、縮小又は廃止を検討している事業所が約10%あった。

各都道府県においては、管内の同行援護事業所における同行援護の利用状況等を市町村から把握するなど、管内の視覚障害者のニーズの把握に努めつつ、本調査結果を踏まえ、経過措置対象者が同行援護従業者養成研修の受講をしやすくなるよう、開催場所や開催回数等について、必要な見直しをお願いしたい。また、各都道府県・指定都市・中核市においては、経過措置対象者が多数所属する事業所に、同研修の受講を促すなどして、経過措置期間後の同行援護の提供に支障が生じないように取り計らわれたい。受講の促進に当たっては、平成29年度予算案で新たに創設された「地域生活支援促進事業」における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

### ③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件（※）」としてきた。なお、介護保険における訪問介護では、平成27年度より報酬上30%減算の取扱いとしているところである。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、居宅介護職員初任者研修課程修了者でサービス提供責任者となっている者は全体の3.4%であった。当該要件は、次期報酬改定において見直す方向で検討することを予定しているため、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点からも、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう、該当する事業所に促されたい。

#### ※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発1206001通知））

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の1つであるいわゆる3級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成21年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおける3級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、3級ヘルパーとして従事している者は全体の0.4%であった。各都道府県においては、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、3級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、見直す方向で検討することを予定しているため、ご承知おき願いたい。

### （4）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて

社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、「入院中の医療機関

からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」(平成 28 年 6 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長通知)を发出し、同行援護、行動援護及び重度訪問介護について、医療機関への入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外出のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合に利用することができることをお示ししているところであるので、管内市町村に対し、周知徹底を図るなどの御配慮をお願いしたい。

## ② 居宅介護(家事援助)の適切な実施について

居宅介護(家事援助)については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、「居宅介護(家事援助)の適切な実施について」(平成 28 年 3 月 10 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、以下のとおり、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめているので、各市町村におかれては、居宅介護(家事援助)の適切な運用をお願いしたい。

### ア 市町村における留意事項

- ・ 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者(障害支援区分1又は2)の居宅介護(家事援助)における生活等に関する相談を目的とした長時間(1回あたり概ね1時間以上)利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。

### イ 相談支援事業所における留意事項について

- ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)の利用を希望する場合は、居宅介護(家事援助)によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
- ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

### ウ 居宅介護事業所における留意事項について

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

### ③ 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

### ④ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

⑤ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

⑥ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における



通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

#### ⑦ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

## I 共通事項

### 1 管理者

#### (1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

#### (2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、2項）

- ① 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ② 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

#### 【解釈通知】

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

### 2 サービス提供責任者

#### (1) サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

#### (2) サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

- ① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

#### 【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

#### 【留意事項通知（抜粋）】

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること

→関連資料①

### 3 サービス提供の記録（基準省令第19条）

- ① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
- ② 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

**【解釈通知】**

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

**4 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）**

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

**【解釈通知】**

基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

**5 同居家族に対するサービス提供の禁止（基準省令第27条）**

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

**【支援費制度関係Q & A集平成16年12月】**

(問) 指定居宅介護事業者は、居宅支援事業者の運営基準省令第25条において、従業者にその同居家族である利用者に対して、居宅介護の提供をさせてはならないとされているが、同居以外の家族等については、提供させて良いか。

(答) 省令の趣旨は、同居の家族は、家族として介護しているか、ホームヘルパーとして介護しているかが不明確になることから、家族への派遣を禁止したものである。

別居の家族についても、同様に不明確になることから、この省令の趣旨を踏まえる  
と安易なサービス提供は、適切とはいえないので、事業者との利用計画やサービス提供内容などの契約内容を判断した上で誤解の生じないようにすべきである。

## II 同行援護・行動援護

同行援護事業所及び行動援護事業所における従業者要件等については、平成29年度末まで経過措置が認められておりますが、平成30年4月1日以降資格要件等を満たしていない場合は、サービスの提供が出来なくなりますので、円滑な移行のため、平成29年4月1日から以下のとおり取り扱いを変更します。

なお、居宅介護・重度訪問介護事業所における従業者の取り扱いについては、今までと変わりません。

### 1 新規指定に係る注意点

資格要件等で求められる研修が未受講である場合、平成30年3月31日までに法人が所定の研修を受講させる旨を記載した誓約書をご提出願います。(様式自由)

### 2 変更届出書に係る注意点

従業者が変更する場合は、その都度変更届けの提出をお願いします。

### 3 添付が必要な資料

①同行援護・行動援護に従事する従業者名簿等を添付してください。

添付例：事業所全体の勤務形態一覧表と同行援護事業所の勤務形態一覧表を添付

②サービス提供責任者や従業者等が必要な研修修了や実務経験等を満たしているかが確認できる資料を添付してください。

・資格要件で求められる修了証書等の写し ※原本証明をお願いします。

・資格要件で求められる実務経験証明書 ※証明権者の職印を押印願います。

③提出時点に資格要件等で求められる研修等が未受講である場合、経過措置が終了する平成30年3月31日までの間に、法人が従業者に必要な研修を受講させる旨を記載した誓約書のご提出願います。(様式自由)

## III その他

### 1 「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出書の提出について

指定居宅介護事業所等は、当該指定内容に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更(以下、人員の変更という。)に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を図るため、介護保険サービス同様、本県では年に1度、6月中に変更届出書を提出という運用を行っていますが、平成29年度についても下記に基づき提出してください。

#### 【提出期間】

- ・提出期間 平成29年6月1日(木)から平成29年6月30日(金)
- ・提出先 事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課  
※和歌山市内に所在する事業所については和歌山市へ提出
- ・基準日 平成29年6月1日

## ※書類作成にあたっての留意事項※

- ① 「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
  - ・事業所の管理者の氏名及び住所の変更
  - ・サービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ② 平成29年3月31日から7月31日までに指定有効期限が満了となる事業所において、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業員の職種、員数及び職務の内容」に伴う変更届出書の提出は必要ありません。
- ③ 平成28年6月1日と平成29年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合、変更届出書の提出は必要ありません。

ただし、平成28年7月以降、職員の員数等について変更届出書を提出済みの事業所については、直近の変更届出書からの変更が無ければ提出は不要です。
- ④ 資格証等の写しについては、従業員全員分を添付し「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。

また、婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。
- ⑤ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
- ⑥ 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等十分に確認の上、提出してください。

## 2. 休止届書、廃止届出書について

- ・事業を休止もしくは廃止する場合は、1ヶ月前までに提出を行ってください。

## 3 実地指導について

平成27年度以降の実地指導について、居宅介護等計画及び同行援護事業所における従業員の研修受講状況を重点確認事項としています。

(参考様式5)

# 実務経験（見込）証明書

様 平成 年 月 日 番 号

施設又は事業所所在地及び名称

代表者氏名

印

電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ( )
業務期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 年 月間)
うち業務に従事した日数	
業務内容	職名 ( )

- (注)
1. 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
  2. 業務期間欄は、証明を受ける者が障害者に対する直接的な援助を行うと見込まれる期間を記入すること。(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
  3. 業務内容欄は、生活指導員、看護師等の職名を記入し、本来業務について、知的障害者更生事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。  
また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
  4. 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

居宅介護等計画書（参考様式）

		作成日	年 月 日	作成者	
利用者名	生年月日	住 所			連絡先
様	S H 年 月 日( 歳)	〒 -			TEL: ( ) FAX: ( )

本人(家族)の希望	

援助目標	

サービス内容	<input type="checkbox"/> 身体介護	時間	<input type="checkbox"/> 家事援助	時間	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	時間
	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない)		<input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	時間
	<input type="checkbox"/> 同行援護	時間	<input type="checkbox"/> 行動援護	時間		

【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
21:00								
22:00								
23:00								
							利用者確認印	印



【サービス内容】

		援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス 1				
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 2				
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 3				
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別
サービス 4				
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	介護者種別

障 障 発 1001 第 1 号  
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号）の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところで

す。  
つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

<p>従業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u></li> <li>・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u></li> </ul>
<p>サービス提供責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置</u></li> <li>・ 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u></li> </ul>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

2 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）について

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくよう併せてお願いする。

< 同行援護事業所における人員基準 >

従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤換算 2.5 人以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者</li> <li>・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</li> </ul> </li> </ul>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</li> </ul> </li> </ul>
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</li> </ul>

4. その他

経過措置期間中（平成26年10月1日から平成30年3月31日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了承ください。

# 同行援護従業者の資格要件について

**【サービス提供責任者の要件】**

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者

+

同行援護従業者養成研修  
(一般課程+応用課程)の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

経過措置(平成30年3月末で終了)  
左に該当する場合上記研修の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

**【従業者(ヘルパー)の要件】**

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

経過措置(平成30年3月末で終了)  
居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験  
(実際従事した日数が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

平成30年3月末で経過措置が終了するため、上記要件を満たしていない方は、サービス提供責任者は同行援護従業者養成研修の一般課程、応用課程を従業者(ヘルパー)は同行援護従業者養成研修の一般課程を受講する必要があります。  
 ※経過措置の延長はありませんので、必要な研修の受講漏れがないよう十分御留意ください。

- ※知事が認める研修**
- 1 下記研修を修了していれば、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。
    - ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
    - ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
    - ・ガイドヘルパー養成研修(重度視覚障害者(養成)研修課程)
    - ・大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施した視覚障害者外出介護従業者養成研修
  - 2 下記研修を修了していれば、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。
    - ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

## 同行援護従事者養成研修・行動援護従事者養成研修等について

(H28.3現在)

### ■同行援護従業者養成研修一般課程

現時点においては、平成29年4月以降の実施予定・・・未定

### ■同行援護従業者養成研修応用課程

研修開催日	申込〆切日	申込期間実施主体	募集定員	開催場所
H29年4月6日(木)	H29年4月5日(水)	株式会社EE21	20人	和歌山市内
H29年4月13日(木)				

※一般課程は3日間、応用課程は2日間全ての受講が必要です。

### ■行動援護従業者養成研修

現時点においては、平成29年4月以降の実施予定・・・未定

### ■強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

※平成29年度の開催時期等決まり次第、県障害福祉課ホームページに情報提供いたします。

《参考》平成28年度実績

研修開催日	申込〆切日	募集定員	開催場所
H28年11月12日(土)	H28年10月21日(金)	100人	田辺市内
H28年11月23日(水)			

### ■強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

※平成29年度の開催時期等決まり次第、県障害福祉課ホームページに情報提供いたします。

《参考》平成28年度実績

研修開催日	申込〆切日	募集定員	開催場所
H29年2月23日(木)	H29年1月31日(火)	80人	和歌山市内
H29年2月27日(月)			

和歌山県強度行動障害支援者養成研修の「基礎研修」と「実践研修」の両方を修了することにより、行動援護従事者養成研修を修了したものとみなします。

申込み方法等の詳細は和歌山県障害福祉課ホームページでご確認ください。

URL : <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/kensyu/kensyujoho.html>

(参考)

平成28年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム	
開始予定時刻	講師
1日目研修日時:平成28年11月12日 10:00~17:35 場所:和歌山県立情報交流センターBig.U(田辺市新庄町3353-9)	
10:00	開会
10:05	【演習】情報収集とチームプレイの基本 (福)ふたば福祉社会 榎本 重理 氏
11:05	休憩
11:15	【講義】強度行動障害とは (福)和歌山県福祉事業団 真 美淑 氏
12:15	休憩
13:15	【講義】構造化の基礎 (福)ふたば福祉社会 榎本 重理 氏
14:15	休憩
14:25	【演習】強度行動障害とコミュニケーション (福)和歌山県福祉事業団 山口 智章 氏
16:55	休憩
17:05	【講義】実践報告① 有功ヶ丘学園
17:35	終了
2日目研修日時:平成28年11月23日 10:00~17:35 場所:和歌山県立情報交流センターBig.U(田辺市新庄町3353-9)	
10:00	開会
10:05	【講義】強度行動障害と制度 障害福祉課
10:35	休憩
10:45	【講義】強度行動障害と医療 南紀医療福祉センター 宮本 知佐子 氏
11:45	休憩
12:45	【講義】実践報告② (福)美穂野福祉会 尾崎 亮介 氏
13:15	休憩
13:25	【講義】支援の手順書・記録・手順変更 (福)和歌山県福祉事業団 山口 智章 氏
	【演習】行動の背景と伝え方 (福)和歌山県福祉事業団 山口 智章 氏
16:25	休憩
16:35	【講義】虐待防止について 障害福祉課
17:35	終了

(参考)

平成28年度和歌山県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム	
開始予定時刻	講師
1日目研修日時:平成29年2月23日(木) 9:45~17:40 場所:和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通一丁目1番地)	
9:45	開会
9:50	研修の意図と期待すること 障害福祉課
10:10	【講義】家族の思い 和歌山ペアレントメンター協会 梅本 直美 氏
10:40	休憩
10:50	【講義】地域で強度行動障害の人を支える (障害特性への理解) 和歌山県発達障害障害者支援センター 辻 幸代 氏
12:00	休憩
13:00	【講義】行動障害に対するポジティブな行動支援 畿央大学 大久保 寛一准教授
15:00	休憩
15:10	【演習】障害特性の理解とプランニング I 社会福祉法人南紀のぞみ会 久原 哲也 氏
17:40	終了
2日目研修日時:平成29年2月27日(月) 9:45~17:40 場所:和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通一丁目1番地)	
9:45	開会
9:50	【演習】障害特性の理解とプランニング I 社会福祉法人南紀のぞみ会 久保 哲也 氏
11:00	休憩
11:10	【演習】障害特性の理解とプランニング II 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 東 美淑 氏
12:00	休憩
13:00	【演習】障害特性の理解とプランニング II 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 東 美淑 氏
14:40	休憩
14:50	【講義】実践報告 社会福祉法人紀伊の郷 木村 実 氏
15:30	休憩
15:40	【演習】記録に基づき支援の評価 危険対応と虐待防止 社会福祉法人和歌山県福祉事業団 東 美淑 氏
17:40	終了

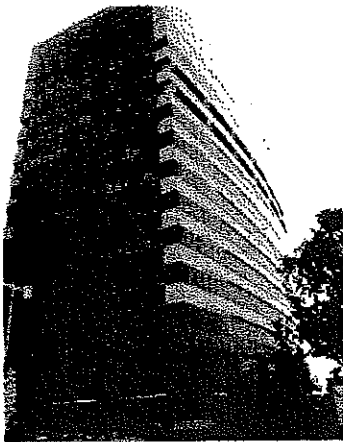
# 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設が (点字図書館・聴覚障害者情報センター) 平成29年4月1日(土) オープンします!!

～近くにお越しの際は、是非お気軽にお立ち寄りください。～

場 所	和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階、6階(各階の一部)
開館時間	9時から17時45分まで
開館日	月、火、木、金、土曜日(祝日及び年末年始を除く)

## 〈設置者〉和歌山県

※指定管理者制度により社会福祉法人和歌山県  
身体障害者連盟に管理運営を委託します。



## 【点字図書館】(ビッグ愛5階の一部)

- ①点字図書、録音図書の製作、収集及び貸出
- ②点訳や朗読を行う者の養成及び派遣
- ③視覚障害者に関する相談 など

## 【聴覚障害者情報センター】

(ビッグ愛6階の一部)

- ①録画物の製作、収集及び貸出
- ②手話通訳者等の養成及び派遣
- ③聴覚障害者に関する相談 など

〈問い合わせ先〉

和歌山県庁障害福祉課在宅福祉班  
電話073(441)2533 FAX073(432)5567

